

期日指定定期預金

2020年4月27日現在

商品名(愛称)	期日指定定期預金
---------	----------

販売対象	・個人のみ
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算し、1年毎に複利計算します
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の一律分離課税が徴収されます (ただし、マル優をご利用の場合はかかりません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
手数料	_____
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率)

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、下記の表の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします）および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います</p> <table border="1" data-bbox="411 338 1386 613"> <tr> <td>預入期間が6カ月未満の場合</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6カ月以上1年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率	預入期間が6カ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%
預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率												
預入期間が6カ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%												
預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%												
預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%												
預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%												
預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%												
<p>金利情報の 入手方法</p>	<p>・金利は店頭の金利ボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください</p>												
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい</p>												
<p>その他参考と なる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します</p> <p>・預金保険制度の対象預金となっており、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります</p> <p>なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります</p> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません</p> <p>・個人の方はマル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください</p>												